

第10号議案

中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1号第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

中間市道路占用料徴収条例(昭和53年中間市条例第5号)の一部を次のように改正する。
別表中表の部分を次のように改める。

種別		占用物件	単位	占用料		摘要	
道路法第32条第1項	第1号に掲げるもの	電柱(第二種)	1本につき	年額	1,600		
		電話柱(第一種)	1本につき	年額	930		
		その他の柱類	1本につき	年額	72		
		共架電線、その他上空に設ける線類	1メートルにつき	年額	10		
		地下電線、その他地下に設ける線類	1メートルにつき	年額	5		
		路上に設ける変圧器	1個につき	年額	700		
		地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき	年額	480		
		変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	年額	1,400		
		郵便差出箱	1個につき	年額	600		
		広告塔	1平方メートルにつき	年額	4,400		
		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	1,400		
		第2号に掲げるもの	埋設管類等	外径が0.1メートル未満	1メートルにつき	年額	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満			1メートルにつき	年額	72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満			1メートルにつき	年額	95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満			1メートルにつき	年額	190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満			1メートルにつき	年額	480	
	外径が1メートル以上			1メートルにつき	年額	950	
	第3号及び			鉄道・軌道及び歩	1平方メートルにつき	年額	1,400

	第4号に掲げるもの	廊・アーケード等これらに類するもの	つき			
	第5号に掲げるもの	上空に設ける通路	1平方メートルにつき	年額	2,900	
		地下に設ける通路	1平方メートルにつき	年額	1,500	
		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	1,400	
	第6号に掲げるもの	祭礼、縁日等に一時的に設けるもの	1平方メートルにつき	日額	44	
		その他のもの	1平方メートルにつき	月額	440	
道路法施行令第7条	第1号に掲げるもの	看板	1平方メートルにつき	月額	440	一時的に設けるもの
		アーチ	1基につき	月額	4,400	車道を横断するもの
		アーチ	1基につき	月額	2,200	
		標識	1本につき	年額	1,100	
		旗ざお	1本につき	日額	44	一時的に設けるもの
		旗ざお	1本につき	月額	440	その他のもの
	第4号及び第5号に掲げるもの	工事用施設・及び材料等	1平方メートルにつき	月額	440	
	第6号及び第7号に掲げるもの	仮設建築物一時的に収容する施設等	1平方メートルにつき	月額	140	
	その他の工作物(道路と面する全幅員2メートルを超える住居出入橋を含む。)		1平方メートルにつき	年額	485	
	住居出入橋(全幅員2メートル以下)				免除	
その他の土地(道路と面する全幅員2メートルを超える住居出入通路を含む。)		1平方メートルにつき	年額	485		
住居出入通路(全幅員2メートル以下)				免除		

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

中間市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後					改正前						
別表(第2条関係) 道路占用料金表					別表(第2条関係) 道路占用料金表						
種別	占用物件		単位	占用料	摘要	種別	占用物件		単位	占用料	摘要
道路法 第32条 第1項	第1号 に掲げ るもの	電柱(第二種)	1本につき	年額	1,600	道路法 第32条 第1項	第1号に 掲げるもの	電柱(第二種)	1本につ き	年額	1,600 円
		電話柱(第一種)	1本につき	年額	930			電話柱(第一種)	1本につ き	年額	930
		その他の柱類	1本につき	年額	72			その他の柱類	1本につ き	年額	72
		共架電線、その他上 空に設ける線類	1メートル につき	年額	10			共架電線、その他上 空に設ける線類	1mにつ き	年額	10
		地下電線、その他地 下に設ける線類	1メートル につき	年額	5			地下電線、その他地 下に設ける線類	1mにつ き	年額	5
		路上に設ける変圧器	1個につき	年額	700			路上に設ける変圧器	1個につ き	年額	700
		地下に設ける変圧器	1平方メー トルにつき	年額	480			地下に設ける変圧器	1平方メ ートルに つき	年額	480
		変圧塔、その他これ に類するもの及び公 衆電話所	1個につき	年額	1,400			変圧塔、その他これ に類するもの及び公 衆電話所	1個につ き	年額	1,400
		郵便差出箱	1個につき	年額	600			郵便差出箱	1個につ き	年額	600
		広告塔	1平方メー トルにつき	年額	4,400						
		その他のもの	1平方メー トルにつき	年額	1,400						
	第2号 に掲げ	埋設管 類等	外径が0.1 メートル未	1メートル につき	年額		48				

	るもの		満				
			外径が <u>0.1</u> メートル以上 <u>0.15</u> メートル未満	1メートルにつき	年額	72	
			外径が <u>0.15</u> メートル以上 <u>0.2</u> メートル未満	1メートルにつき	年額	95	
			外径が <u>0.2</u> メートル以上 <u>0.4</u> メートル未満	1メートルにつき	年額	190	
			外径が <u>0.4</u> メートル以上 <u>1</u> メートル未満	1メートルにつき	年額	480	
			外径が <u>1</u> メートル以上	1メートルにつき	年額	950	
			第3号及び第4号に掲げるもの	鉄道・軌道及び歩廊・アーケード等これらに類するもの	1平方メートルにつき	年額	1,400
第5号に掲げるもの	上空に設ける通路	1平方メートルにつき	年額	2,900			
	地下に設ける通路	1平方メートルにつき	年額	1,500			

		広告塔	1平方メートルにつき	年額	4,400		
		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	1,400		
	第2号に掲げるもの	埋設管類等	外径が <u>0.1m</u> 未満	1mにつき	年額	48	
			外径が <u>0.1m</u> 以上 <u>0.15m</u> 未満	1mにつき	年額	72	
			外径が <u>0.15m</u> 以上 <u>0.2m</u> 未満	1mにつき	年額	95	
			外径が <u>0.2m</u> 以上 <u>0.4m</u> 未満	1mにつき	年額	190円	
			外径が <u>0.4m</u> 以上 <u>1m</u> 未満	1mにつき	年額	480	
			外径が <u>1m</u> 以上	1mにつき	年額	950	
	第3号及び第4号に掲げるもの	鉄道・軌道及び歩廊・アーケード等これらに類するもの	1平方メートルにつき	年額	1,400		
	第5号に	上空に設ける通路	1平方メートルにつき	年額	2,900		

道路法 施行令 第7条	第6号 に掲げ るもの	その他のもの	1平方メ ートルにつ き	年額	1,400	
		祭礼、縁日等に一時 的に設けるもの	1平方メ ートルにつ き	日額	44	
		その他のもの	1平方メ ートルにつ き	月額	440	
	第1号 に掲げ るもの	看板	1平方メ ートルにつ き	月額	440	一時的 に設け るもの
		アーチ	1基につ き	月額	4,400	車道を 横断す るもの
		アーチ	1基につ き	月額	2,200	
		標識	1本につ き	年額	1,100	
		旗ざお	1本につ き	日額	44	一時的 に設け るもの
	第4号 及び第5 号に掲 げるも の	工事用施設・及び材 料等	1平方メ ートルにつ き	月額	440	
		仮設建築物 一時的に収容する施 設等	1平方メ ートルにつ き	月額	140	

道路法 施行令 第7条	掲げるも の		1平方メ ートルにつ き			
		地下に設ける通路	1平方メ ートルにつ き	年額	1,500	
		その他のもの	1平方メ ートルにつ き	年額	1,400	
	第6号に 掲げるも の	祭礼、縁日等に一時 的に設けるもの	1平方メ ートルにつ き	日額	44	
		その他のもの	1平方メ ートルにつ き	月額	440	
		看板	1平方メ ートルにつ き	月額	440	一時的 に設け るもの
第1号に 掲げるも の	アーチ	1基につ き	月額	4,400	車道を 横断す るもの	
	アーチ	1基につ き	月額	2,200		
	標識	1本につ き	年額	1,100		
	旗ざお	1本につ き	日額	44	一時的 に設け るもの	

	げるもの				
その他の工作物(道路と面する全幅員 <u>2</u> メートルを越える住居出入橋を含む。)	1 平方メートルにつき	年額	485		
住居出入橋(全幅員 <u>2</u> メートル以下)			免除		
その他の土地(道路と面する全幅員 <u>2</u> メートルを超える住居出入通路を含む。)	1 平方メートルにつき	年額	485		
住居出入通路(全幅員 <u>2</u> メートル以下)			免除		

		旗ざお	1 本につき	月額	440	その他のもの
	第 2 号及び第 3 号に掲げるもの	工事用施設・及び材料等	1 平方メートルにつき	月額	440	
	第 4 号及び第 5 号に掲げるもの	仮設建築物 一時的に収容する施設等	1 平方メートルにつき	月額	140 円	
その他の工作物(道路と面する全幅員 <u>2m</u> を越える住居出入橋を含む。)			1 平方メートルにつき	年額	485	
住居出入橋(全幅員 <u>2m</u> 以下)					免除	
その他の土地(道路と面する全幅員 <u>2m</u> を超える住居出入通路を含む。)			1 平方メートルにつき	年額	485	
住居出入通路(全幅員 <u>2m</u> 以下)					免除	